

第3章



基本理念とビジョン・政策

- 1 基本理念
- 2 ビジョンと政策
- 3 子ども政策Ⅰ「少子化対策バージョンアップ戦略」
- 4 子ども政策Ⅱ「ライフステージ別基本施策」
- 5 子ども政策Ⅲ「誰一人取り残さない支援施策」
- 6 計画指標

3 基本理念とビジョン・政策

「みんなで支える家庭の子育て、子どもとともに成長する喜び」 を基本理念とし、3つの柱で子ども政策を展開

基本理念

少子化が進む一方で、共働き世帯・保育施設利用率は増加傾向にあり、地域社会全体で子育てを支える子育ての社会化が今後一層求められる時代にあって、区が実施する子ども政策の根底を貫く考え方を基本理念として定めます。

※基本理念

「みんなで支える家庭の子育て、子どもとともに成長する喜び」

ビジョンと政策

板橋区基本構想（令和7年10月議決）で定める概ね10年後のめざす姿（ビジョン）の一つに「子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまち」があります。この実現に向けて、板橋区基本計画2035においては「子ども・若者・子育て環境の充実に向けた計画の着実な推進」を施策の一つに掲げています。

このことを踏まえ、本プランでは、今後5年間、「少子化対策バージョンアップ戦略」「ライフステージ別基本施策」「誰一人取り残さない支援施策」を3つの柱として子ども政策を展開していきます。

子ども政策3つの柱

子ども政策Ⅰ「少子化対策バージョンアップ戦略」では、「遊び・活動の居場所づくり」による子育て力UP、「負担軽減・切れ目のない支援」による子育て安心力UP、「魅力発信・誇れるまちづくり」によるブランド力UPの3つの視点から事業を推進します。

子ども政策Ⅱ「ライフステージ別基本施策」では、子どもの誕生前から青年期の若者まで、心身の発達過程にあるライフステージ別に必要な経済支援、相談支援、健康支援など基本的な施策を推進します。

子ども政策Ⅲ「誰一人取り残さない支援施策」では、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、児童虐待の防止や社会的養育の予防と早期発見に取り組みつつ、特別な配慮や支援を必要とする子どもや家庭に対し、切れ目なく、包括的に施策を展開することによって、ライフステージに応じた子ども政策を下支えしていきます。

1 基本理念

少子化が進む一方で、共働き世帯・保育施設利用率は増加傾向にあり、地域社会全体で子育てを支える子育ての社会化が今後一層求められる時代にあつて、区が実施する子ども政策の根底を貫く考え方を基本理念として定めます。

みんなで支える家庭の子育て、子どもとともに成長する喜び

多様なライフスタイルに合わせ、子育てが両立できる社会を実現する一方で、子どもと接する時間が少なくなる傾向の中、家庭または家庭と同様の養育環境下において、子どもとの様々なかかわりを通じて得られる幸せ（ウェルビーイング）がある。その家庭的な子育てや教育を大切にしながら、大人も子どもとともに成長する喜びや楽しさを実感できるよう、子育てが大変なときは、みんなであたたかく手を差し伸べる。

少子化・核家族化の影響で、家庭での様々な体験・経験の不足が懸念される中、SDGs未来都市として、誰でも親しみやすい「絵本のまち“板橋”」らしく、様々な主体が多様性を尊重しながら、子ども・若者に他者とのかかわりや交流の場を提供し、本物に触れたり、国際感覚などの視野を広げたりできる成長のきっかけをつくることで、発見によって探索する学び、非認知能力（社会性や協同性）を育成し、自分が大きくなったら、その学びや体験・経験を次の世代の子どもたちにつないでいく、そんな子育ての循環が持続するまちでありたい。

こども基本法に基づき、子どもの権利を守り、多様性を尊重し、差別することなく、最善の利益を第一に考えます。子どもに関わる政策の計画づくりなどにおいては、意見の表明を支援しながら子どもの声を聴き、区政への反映に努めます。

また、本プランの上位計画にあたる「板橋区地域保健福祉計画 2030」では、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度の期間における地域福祉施策の基本理念を次のように定めており、本プランにおいても念頭に置いて、子ども政策を展開していきます。

板橋区地域保健福祉計画 2030 の基本理念

地域でつながり支え合う
だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし

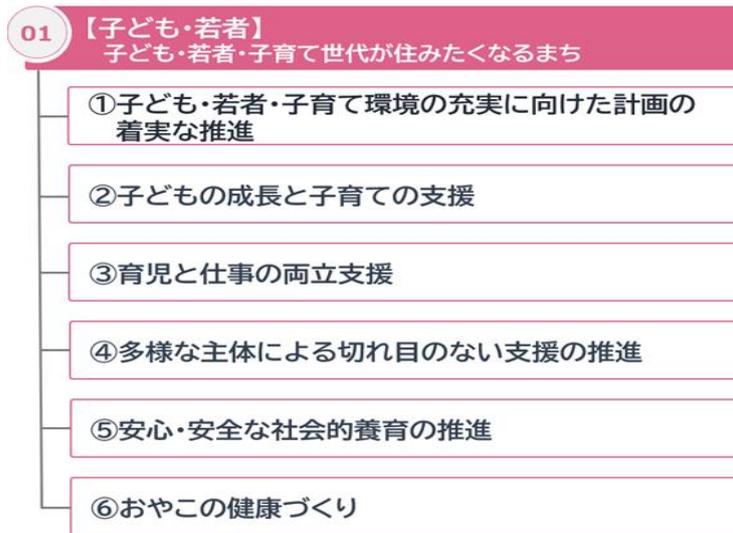
これまでの地域福祉推進に向けた取組を発展させ、だれもが地域において役割を持ち、互いに支え合いながら、安心して暮らすことができる、地域共生社会の実現に向け、「地域でつながり支え合う、だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし」を基本理念としてこれからの地域福祉の推進を図っていきます。

(2) ビジョンの実現に向けた今後5年間の政策

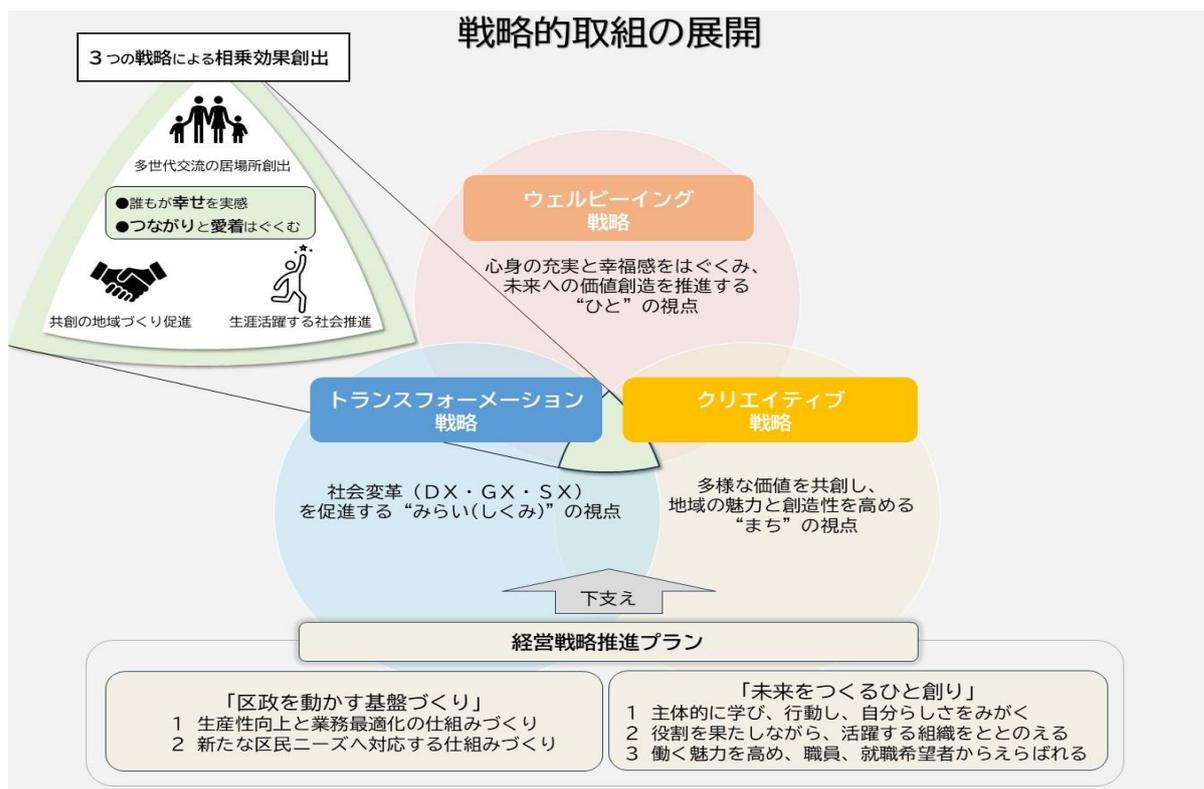
○板橋区基本計画 2035 との整合

概ね10年後のめざす姿であるビジョンの実現に向けて、区では板橋区基本計画2035を策定し、「子ども・若者・子育て環境の充実に向けた計画の着実な推進」を施策に位置づけるほか、実施計画である「いたばしNo.1 実現プラン2028」において「ウェルビーイング戦略」「クリエイティブ戦略」「トランスフォーメーション戦略」の3つを掲げ、分野横断的に施策を展開していく方針です。

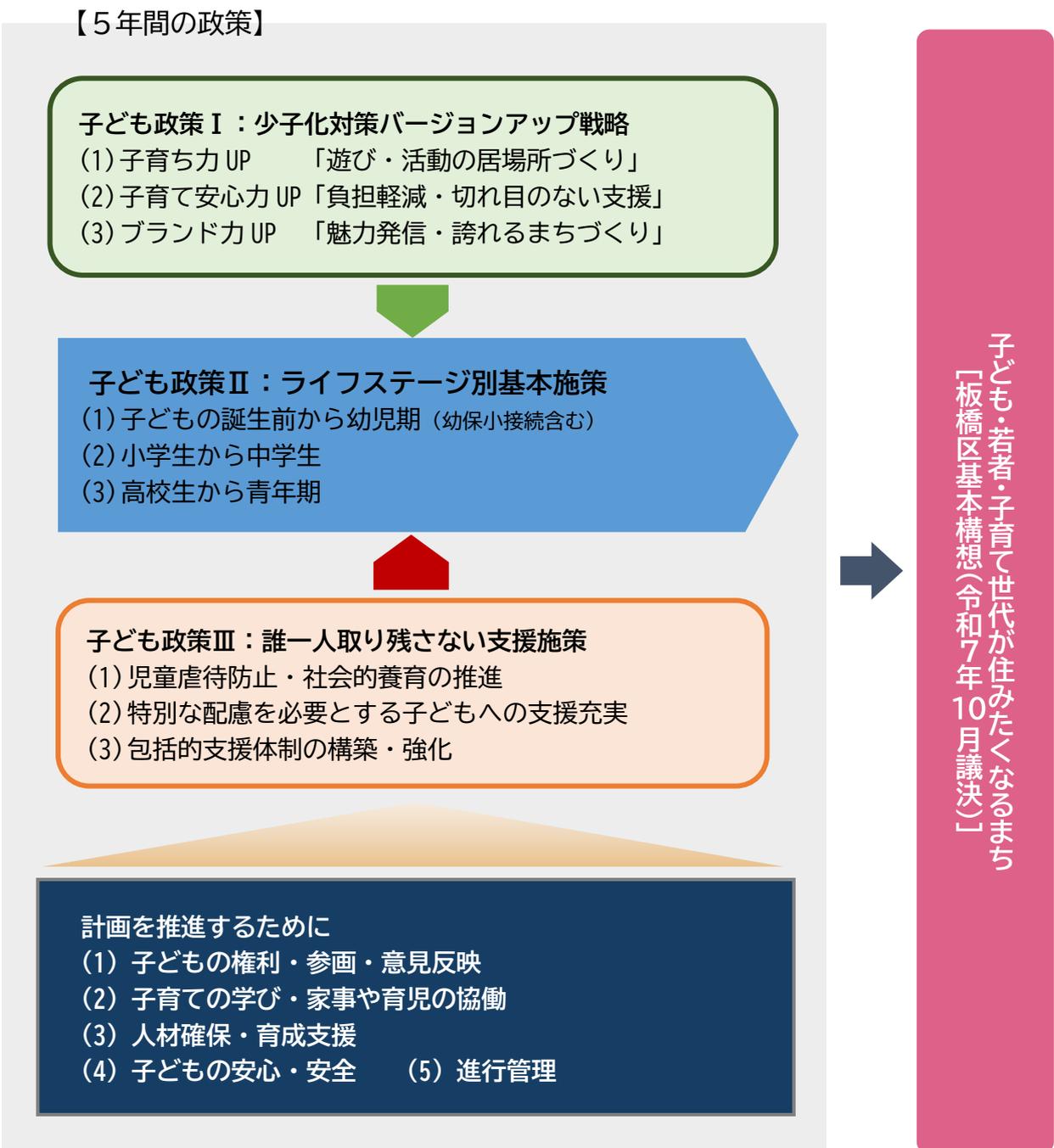
【板橋区基本計画2035における子ども政策の施策体系】



【いたばしNo.1 実現プラン2028における戦略イメージ】

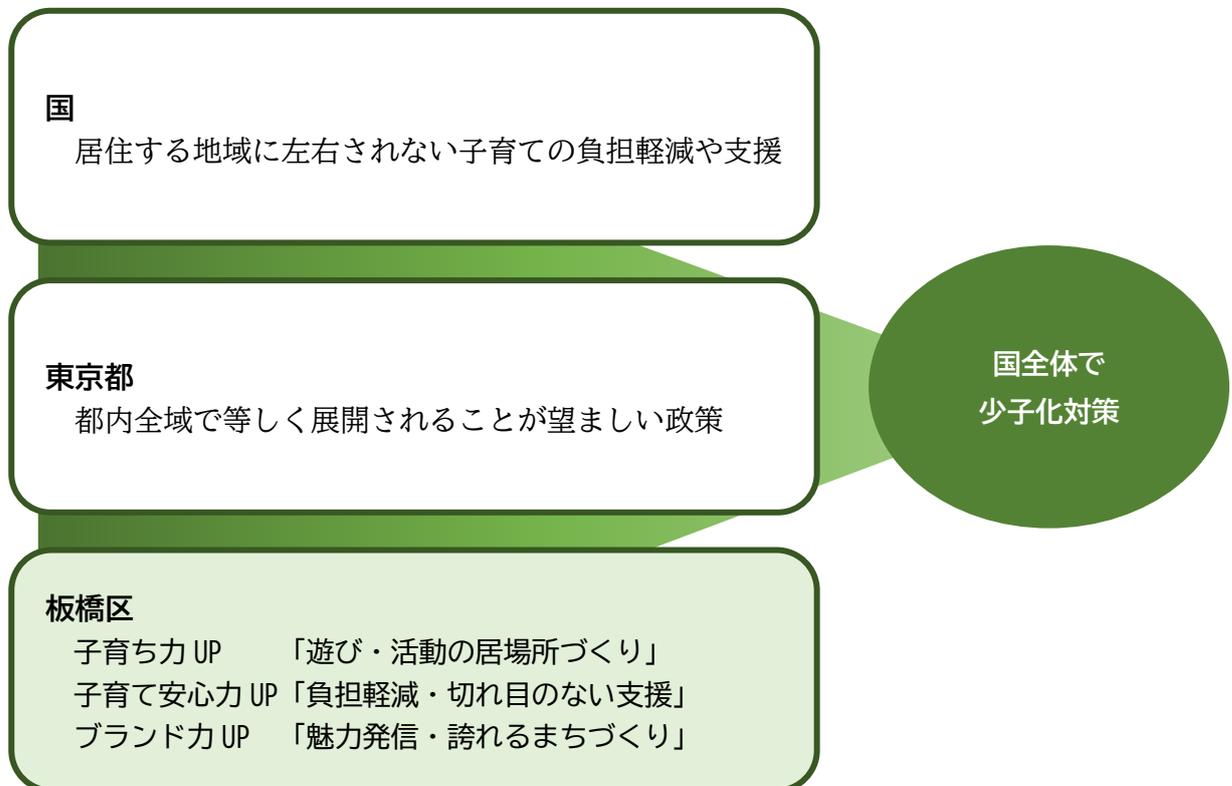


- これらを踏まえ、概ね10年後のめざす姿であるビジョンの実現に向けて、今後5年間、下の図に示す3つの子ども政策を柱に展開していきます。
- 3つの子ども政策は、緊急かつ深刻な課題である少子化対策について戦略的にバージョンアップを図りながら、ライフステージに応じて必要となる基本的な施策を着実に推進し、支援が必要な場合には誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づく施策で支える、といった関係性で相乗効果を上げていきます。
- 3つの政策に共通する事項として、子ども・若者、家庭、子育てにかかわる人材それぞれの視点から、計画を推進するために必要となる基盤・仕組みづくりに取り組んでいきます。



3 子ども政策 I 「少子化対策バージョンアップ戦略」

- 少子化が国全体で進む一方で、依然として東京においては18歳から20歳代前半の人口が転入超過の状況であり、一極集中の批判を受ける中、特別区としては地方と共存共栄を図るため、全国の自治体と連携を推進しているところです。
- このことを踏まえ、板橋区としては、地方と人口を奪い合うのではなく、居住する地域に左右されない子育ての負担軽減や支援は国の政策として実施されることを基本とし、必要に応じて、国へ要望していきます。
- また、人やモノの移動・交流や企業・経済活動、医療政策などが特別区の区域を越え、東京全体にわたって展開されてきた歴史や現状、さらには首都東京特有の事情等を踏まえ、東京都内全域で等しく展開されることが望ましい政策については、必要に応じて、東京都へ要望していきます。
- 板橋区では、国や東京都による少子化対策との適切な役割分担のもと、地域で子どもたちが遊び・活動しやすい環境づくり、安心して子育てできる切れ目のない支援、そして、若い世代が住みたい・住みたいと愛着や誇りに思うまちづくり、これら3つの視点を柱として施策を戦略的に展開し、子育て世代の転出超過に歯止めをかけるとともに、定住化を促進していきます。



(1) 子育て力 UP「遊び・活動の居場所づくり」

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点です。子どもたちが安心して安全に遊び・活動できる、板橋ならではの居場所について質の向上を図ることで、「板橋で遊びたい、活動したい」「板橋で子どもを育てたい」という意識を醸成します。

【戦略展開の方向性】

- 乳幼児親子がともに成長できる場として、先進的に取り組んできた子育て応援児童館 C A P' S のさらなる機能向上と利用の促進を図ります。
- 待機児解消のため整備してきた民間保育所において欠員が発生している状況を踏まえ、希望する保育所等において、保育所の利用がない未就学児の健やかな成長を支援します。
- 区立全小学校に「あいキッズ」を展開してきた強みを生かし、保育園から小学校入学に伴う朝の居場所のギャップを解消します。
- 中学校部活動の地域移行・地域展開を進めるとともに、生涯学習センター（まなぼーと）内の「i-youth」について機能の充実を図るなど、中高生・若者の居場所・活動の場を提供します。
- 日常生活に必要な商業施設、子育て支援施設、教育施設などが集積する拠点の形成だけでなく、地域の自然・歴史・文化を活かし、公園などのみどり空間において、遊び・活動の機能充実を進めます。
- 子ども・絵本関連施設、公園、まちづくり、区のイベントなどにおいて、子どもたちが社会体験等を通じ自主的に学び合えるクラブ活動などを展開し、未来の創造都市（クリエイティブシティ※）を担う子どもたちをはぐくみます。
 - ※創造都市（クリエイティブシティ）…創造都市とは、芸術・文化・デザインなどの創造的な活動を、都市の経済や社会の活性化に結びつける考え方、またはその取組を積極的に進める都市のことです。板橋区では、「絵本のまち板橋」の取組を象徴として、区内に根付く文化・産業資源を活かし、創造性を核としたブランド力の強化やSDGsを推進していきます。
- 赤塚植物園をはじめ武蔵野台地に沿った緑豊かな自然環境のほか、荒川の広大な河川空間、交通公園として親しまれる板橋公園など、板橋らしさを享受し、子どもたちがのびのびと自主的に遊んだり、体験などから学んだりできるよう、子育て力の高い板橋の魅力を創造・発信していきます。

【主要施策①】 児童館の機能の充実

○気軽に相談・つなぐ力 UP

これまで同様、主な対象を乳幼児親子とし、身近な地域で遊びや交流のついでに、気軽に相談できる児童館として、国の制度である「地域子育て相談機関」に位置づけ、人材の育成及びDXの活用等によってこども家庭センター機能との連携強化を図ります。

18 地区に1か所を基本としつつ、複数館ある志村坂上・中台・下赤塚・成増・高島平地区は、人口や地理的条件・行動範囲・乳幼児親子の利用者数などを考慮して2館ずつとし、計23館とします。なお、現在、児童館が配置されていない富士見地区には、旧板橋第四中学校跡地の活用に併せ、富士見台児童館を移転します。

○子育て応援・魅力 UP

児童館26館のうち、地域子育て相談機関に位置づける23館を除いた3館、及び高島平地域のまちづくりや旧板橋第四中学校等の活用において、中高生や保護者まで惹きつける活動・交流の場、自主性をはぐくむ自由な居場所、さらには地域コミュニティ施設との複合化等による多世代交流機能の付加も視野に入れた民間活力による新たな児童館を検討します。

5年間の目標

- 児童館全職員の研修修了による相談力 UP
- 乳幼児親子来館者数の増加
- 入退館及び相談記録のDX化
- 「こども家庭センター機能」との連携強化
- 新たな児童館の具体化

【主要施策②】 区立保育園の再整備

○これからの保育施策に関する基本的な考え方

□待機児解消に向けた施設整備による定員増を中心とした「量」の施策から転換し、公立・私立の優劣なく、個々の特色を生かしながら、全体として保育サービスの質の確保・向上を図ります。

□「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全ての子どもについて適切な養育や健やかな成長・発達を支援する取組など、保育施設の多機能化を図ります。

○区立保育園の役割

- 新たな課題への試験的な対応
- 災害時や民間保育施設の撤退等による緊急時の保育需要への対応
- 私立認可保育所の欠員対策に向けた調整弁としての役割
- 地域子育て相談機関としての役割及びその人材育成
- その他、組織力を生かした弾力的な運営

○区立保育園の配置と再整備・民営化

□板橋区子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育提供区域（5地域）それぞれに一定数以上を区立として存続・改築等の再整備計画を検討、併せて民営化計画を見直します。

5年間の目標

- 区立保育園の再整備に着手
- 区立保育園民営化計画の見直し

【主要施策③】 保育所等の利用がない未就学児の健やかな成長支援

○子育て応援児童館CAP’ Sの利用促進

少子化・核家族化が進む中であって、保育所等の利用がない家庭に対し、他の親子との遊びや交流、様々な体験・経験ができる環境として、これまで区が先進的に取り組んできた子育て応援児童館CAP’ Sの利用をさらに促し、孤独や孤立の防止にもつなげていきます。

○乳児等通園支援事業の実施

「すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を提供する」ことを目的として、令和8（2026）年度から幼稚園・保育所等において、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用しながら、国制度の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を給付事業として実施します。

また、乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育施設等の利用への連携・接続について検討します。

5年間の目標

- 保育施設に入所していない0～2歳児の利用増加
- 乳児等通園支援事業及び多様な他者との関わりの機会の創出事業における需要を満たす供給量の確保

乳児等通園支援事業の需要及び供給量 (延べ利用人数)

区全体	令和8(2026)年度			9(2027)年度			10(2028)年度			11(2029)年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (需要数)(A)	600	1,938	3,561	599	1,862	3,693	571	1,855	3,546	549	1,771	3,534
目標事業量 (供給目標量)(B)	600	1,938	3,561	599	1,862	3,693	571	1,855	3,546	549	1,771	3,534
過不足(B)-(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※（1日あたりの利用者数）×20日×12か月で算出

なお、「1日当たりの利用者数」は、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の実績やニーズ調査結果による利用希望で「利用したい」と回答した割合等を加味して設定しました。

【主要施策④】 新たなあいキッズの展開と居場所づくりの推進

○あいキッズの部屋等を活用し、早朝に登校する小学生を見守る体制を構築します。日中は不登校児等の居場所を提供するほか、地域人材の活用等による体験・交流活動を一層充実させるなど、学校敷地内にある強みを活かした「一日の居場所」へ進化させます。

5年間の目標

- 全区立小学校で実施

【主要施策⑤】各児童館における小学生の居場所機能充実の検討

- 「あいキッズ」以外に選択できる居場所の一つとして、地域子育て相談機関となる児童館は乳幼児親子の利用を優先しながら、全館一律ではなく、各児童館の事情に応じて、可能な範囲で小学生の居場所機能の充実を検討していきます。

5年間の目標 ○各児童館の事情に応じて小学生の居場所機能の充実

【主要施策⑥】部活動の地域移行・地域展開による中学生の成長機会の確保

- 令和6（2024）年3月に板橋区教育委員会において策定した「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン 2030」の具体的な取組を示す「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」に基づき、いたばし地域クラブの充実、部活動を支援する外部人材活用及び受け皿となる団体の認定・登録制度の検討などを推進します。

5年間の目標

- 新たな個別クラブの設置（設置校数・部員数ともに多い運動種目の設置）
- 持続可能な運営体制の構築
- 部活動指導員の活用
- 部活動指導補助員の活用
- 中学生が民間のクラブの情報にアクセスできる仕組みの検討
- 民間のクラブ活動に係る認定・登録制度の検討

【主要施策⑦】i-youth・児童館における中高生・若者の居場所・支援の充実

- 大原・成増の生涯学習センター（まなぼーと）では、中高生・若者が意見交換を行う機会を設け、利用者・団体が企画運営に携わる事業・イベントを実施しています。若者を支援する団体の協力を得て、様々な課題をもつ若者に対する相談機能等を構築し、地域の中で活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 成増生涯学習センターの改修、旧板橋第四中学校の跡地活用に伴う大原生涯学習センターと富士見台児童館を含む複合化、中高生も利用できる新しい児童館の検討によって、中高生・若者の居場所・支援機能の充実を検討します。

5年間の目標

- 成増生涯学習センターの改修に併せた i-youth の充実
- 旧板橋第四中学校跡地を活用した大原生涯学習センターと富士見台児童館の複合化に向けた再整備着手

【図表 日中の居場所イメージ】



乳幼児

①子育て応援児童館CAP’ Sの相談・DX機能強化

18地区に1か所を基本とし、計23館を国の地域子育て相談機関に位置づけ、こども家庭センター機能との連携など相談・DX機能の充実

②区立保育園の再整備

幼児教育・保育提供区域（5地域）それぞれに一定数以上を区立として存続・改築等の再整備計画を検討、併せて民営化計画の見直し

③保育所等の利用がない未就学児の健やかな成長支援

子育て応援児童館CAP’ Sの利用促進を図るほか、令和8年度から幼稚園・保育所等において、東京都の「多様な他者との関わりの方の創出事業」を活用しながら、国制度の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を給付事業として実施

小学生

④新たなあいキッズの展開と居場所づくりの推進

あいキッズの部屋等を活用し、早朝に登校する小学生を見守る体制を構築、日中は不登校児等の居場所を提供するほか、地域人材の活用等による体験・交流活動を一層充実させるなど、学校敷地内にある強みを活かした「一日の居場所」へ進化

⑤各児童館における小学生の居場所機能充実の検討

あいキッズ以外に選択できる居場所の一つとして、全館一律ではなく、各児童館の事情に応じて、可能な範囲で小学生の居場所機能の充実を検討

中学生・若者

⑥部活動の地域移行・地域展開による中学生の成長機会の確保

いたばし地域クラブの充実、部活動を支援する外部人材活用及び受け皿となる団体の認定・登録制度の検討などを推進

⑦i-youth・児童館における中学生・若者の居場所・支援の充実

成増生涯学習センターの改修、旧板橋第四中学校跡地を活用した大原生涯学習センターと富士見台児童館を含む複合化、中学生も利用できる新しい児童館の検討によって、中学生・若者の居場所・支援機能を充実

◎子どもの社会体験等に資する自主的な活動を拡げる取組

子ども・絵本関連施設、公園、まちづくり、区のイベントなどにおいて、子どもたちが社会体験等を通じ自主的に学び合えるクラブ活動などを展開し、未来の創造都市（クリエイティブシティ）を担う子どもたちをはぐくみます。

◎板橋らしい自然と緑豊かな環境等における遊びや体験を通じた健やかな成長

赤塚植物園をはじめ武蔵野台地に沿った緑豊かな自然環境のほか、荒川の広大な河川空間、交通公園として親しまれる板橋公園など、板橋らしさを享受し、子どもたちがのびのびと自主的に遊んだり、体験などから学んだりできるよう、子育て力の高い板橋の魅力を創造・発信していきます。

(2) 子育て安心力UP「負担軽減・切れ目のない支援」

子育てにかかる費用負担の軽減とともに、妊娠から出産・育児・成長期まで伴走型の相談支援の充実を図り、経済的支援と精神的支援の両輪で施策を推進することによって、若者・子育て世代に安心して子育てできる環境を整えます。

【主要施策】

①子ども・若者・子育て家庭への経済的支援

主要事業	産前	産後	乳幼児	小学生	中学生	16歳～18歳に達する以後、最初の3月31日まで	
						高校生(※)	
不妊検査等助成【都】	→						
無痛分娩費用助成【都】	→						
妊婦のための支援給付	→						
育児パッケージ	→						
赤ちゃんファーストギフト		→					
出産育児一時金		→					
バースデーサポート		→					
児童手当		→					
018サポート【都】		→					
子ども医療費助成		→					
保育料無償化		→					
学校給食費無償化				→			
就学援助				→			
高校授業料無償化【国・都】(※)						→	
高等教育の就学支援新制度【国】(※)						→	

※：高校生への支援

○妊娠から1歳までに支給される手当等（妊婦のための支援給付、育児パッケージ、赤ちゃんファーストギフト、バースデーサポート、児童手当、018サポート）の総額は、令和7（2025）年4月現在、それぞれ最大で、第1子51万円、第2子52万円、第3子71万円です。

○東京都では所得にかかわらず、すべての子どもの基本保育料を無償化しています。最大で、0～2歳は月額42,000円、3～5歳は月額37,000円の負担が軽減されています。

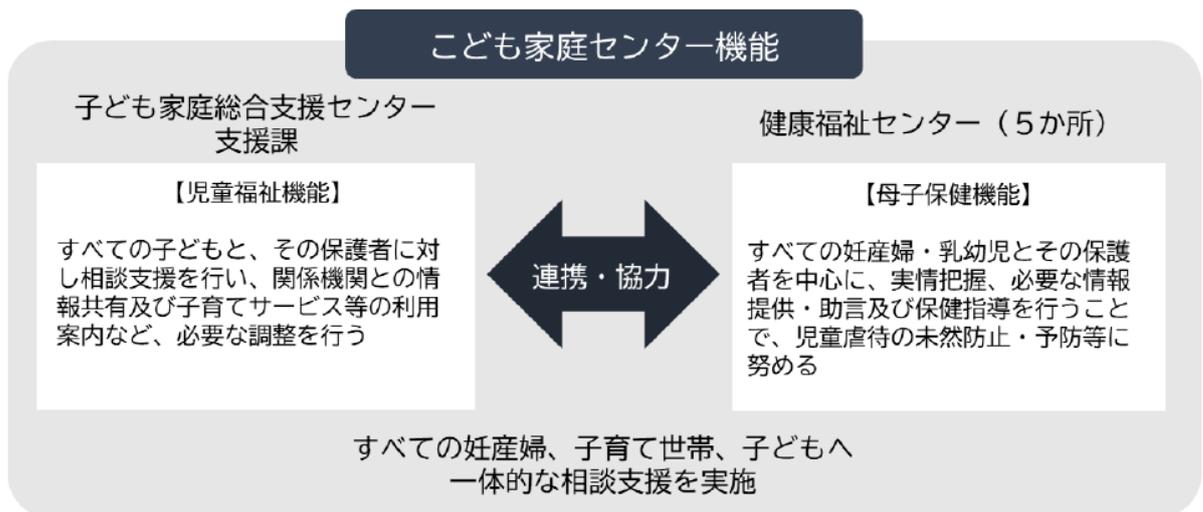
○板橋区では、学校給食費を無償化しています。令和7（2025）年度現在、区立小学校では年間約57,000円、区立中学校では年間約71,000円の負担が軽減されています。

【主要事業の概要】

事業名	概要
不妊検査等助成 【都事業】	保健医療機関での不妊検査及び一般不妊治療に要した費用（保険薬局における調剤を含みます。）について、5万円を上限に助成します。
無痛分娩費用助成 【都事業】	東京都において、助成要件を満たした都民を対象に、無痛分娩に要した費用について10万円を上限に助成します。
妊婦のための支援給付	妊婦に対して、以下のとおり給付金を支給します。 ・妊婦支援給付認定後：5万円 ・妊娠している胎児の数の届出後：胎児一人につき5万円
育児パッケージ	妊婦面接を受けた方に、板橋区育児パッケージ（1万円分の電子ギフト）を配布します。
赤ちゃんファーストギフト 【都事業】	子育て家庭に対し、東京都が10万円相当の育児用品や子育て支援サービス等を選べるギフトカードを送付します。
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産した時、出産育児一時金として出生児一人あたり50万円を世帯主に支給します。
バースデーサポート （家事・育児パッケージ）	アンケートや面談を実施した1歳を迎える子どもを育てる家庭に対して、以下の金額相当のギフトを支給します。 ・第1子6万円分、第2子7万円分、第3子以降8万円分
児童手当	出生から18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方に、以下の金額を支給します。 ・3歳未満：月額15,000円（第3子以降：30,000円） ・3歳以上～高等学校第3学年修了年代まで：月額10,000円（第3子以降：30,000円）
018サポート 【都事業】	都内在住の0歳から18歳までの子どもを対象に月額5,000円（年間最大60,000円）を東京都が直接支給します。
子ども医療費助成	健康保険診療の範囲内で、自己負担分の医療費を助成します。
保育料無償化	令和7（2025）年9月1日より、全世帯の子どもの保育料を無償化しています。
学校給食費無償化	令和5（2023）年9月より、学校給食費を無償化しています。
就学援助	世帯の所得状況によって、学用品費、修学旅行費、移動教室費など学校生活で必要な費用の一部を援助します。
高校授業料無償化 【国・都事業】	令和6（2024）年度から、所得制限なしで、高校等の授業料無償化しています。 ・都立学校（都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部（本科））に在学する生徒では、最大36か月（定時制及び通信制の課程においては48か月）にわたり、授業料を国が助成 ・私立高校では、国の「就学支援金」と都の「授業料軽減助成金」を合わせて、都内私立高校平均授業料相当（全日制・定時制課程は年額484,000円、通信制課程は年額265,000円）を上限に助成
高等教育の就学支援新制度 【国事業】	令和2（2020）年より、家庭の経済状況に関わらず、大学等に進学できる機会を確保できるよう、授業料・入学金の免除または減額と返還を要しない給付型奨学金を支給しています。

②「こども家庭センター機能」の強化

- 令和4（2022）年の児童福祉法改正によって、市区町村は、児童福祉分野と母子保健分野に関し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。また、市区町村は「地域子育て相談機関」の整備に努めることとされ、令和6（2024）年から制度が施行されました。
- 区では、令和6（2024）年4月から、子ども家庭総合支援センター支援課長が機能の長の役割を担う、同支援課（従前の子ども家庭総合支援拠点）と区内5か所の健康福祉センター（従前の子育て世代包括支援センター）で構成する「こども家庭センター」を機能設置し、統括支援員を配置しました。「こども家庭センター機能」は、児童福祉・母子保健（区内5か所の健康福祉センター及び、健康推進課を含む）両分野が互いの強みを生かし、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援のほか、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携などを実施する体制を構築し、運用を開始しています。
- 「こども家庭センター機能」により、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成などを行う伴走型相談支援や、民間団体と連携を通じて、多様な家庭環境等に関する支援とその体制の充実・強化を図っていきます。
- 子ども家庭総合支援センターは、子どもや保護者の置かれた状況や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、「こども家庭センター機能」を活用し、関係機関と連携を図りながら、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施します。



- 「地域子育て相談機関」は、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、相談支援のほか、情報発信、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携などを業務内容とするものと規定されています。区では、児童館23館を「地域子育て相談機関」として位置づけ、23館ともに地域子育て相談機関としての役割を果たしつつ、まずは健康福祉センターに近い児童館については、相談機能の拡充や母子保健事業を通じて児童館に子育て世代をつなぐなど、健康福祉センターと連携強化を行います。

③子ども家庭総合支援センターの機能強化

子ども家庭総合支援センターは、増加する児童虐待相談と複雑化する事例への対応を強化し、子どもと家庭の支援の向上を図るため、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」に基づき、児童相談所における人材確保・育成に向けた取り組みを進めます。

【主な取組】

○子ども家庭総合支援センターの強化に向けた取り組み

外部機関による運営評価を2年に1回実施し、質の高い支援体制を維持します。児童相談行政の専門性の維持・向上のため、A I 等の業務支援ツール導入の可能性について検討を進めます。

○人材確保・育成に向けた取り組み

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や法的対応体制の強化、職員に対する研修の実施などにより、専門性の向上に取り組んでいきます。

(3) ブランド力 UP「魅力発信・誇れるまちづくり」

- 区民意識意向調査をはじめ各種調査の結果から、子育て世代が「住みやすい」「住み続けたい」「愛着がある」と感じている割合は8割から9割台と高い一方で、「誇りに思う」と感じている割合は未だ5割に満たない状況です。
- 自分たちのまちを「子育てしやすい」「子どもが健やかに育つまち」として「誇りに思う」まちづくりが進めば、転出を思いとどまったり、あるいは他自治体からの転入につながったり、さらには若い世代の定住化につながっていくものと考えられます。
- 子育て・子育てに関するサービスや制度のわかりやすく効果的な周知に加え、当事者である子どもや若者・子育て世代の区政参加を推進しつつ、住宅・商業・公共施設のバランスがとれた快適で便利な住みやすいまちづくり、特色ある公園や子育て・教育施設の再整備などに取り組みながら、ブランド力を高め、それらの魅力をわかりやすく発信していきます。

【主要施策】

①子育て世帯・若者への魅力的でわかりやすい情報発信とDXの加速

- ライフステージや目的に応じた、必要な子育て情報をわかりやすく発信するため、区公式ホームページの改善やSNS等のデジタル技術を活用し、対面・オンライン共に利便性を高めることで、利用者がサービスを選択できるようにします。
- 国が運用する「子育て支援制度レジストリ[※]」に参加し、子育てに必要な情報を最適に届けられる仕組みづくりに取り組みます。

5年間の目標	○必要な情報を入手しやすい子育て世代の満足度向上 ○デジタル技術を活用することにより、利用者サービスの向上
--------	--

※子育て支援制度レジストリ…子育てに関する給付金や相談窓口など都内各区市町村と東京都の子育て支援制度に関する公開情報について、誰もが簡単に探し活用できるようにするDXの取組。

②子ども・若者の声を聴く仕組みと区政参加の推進

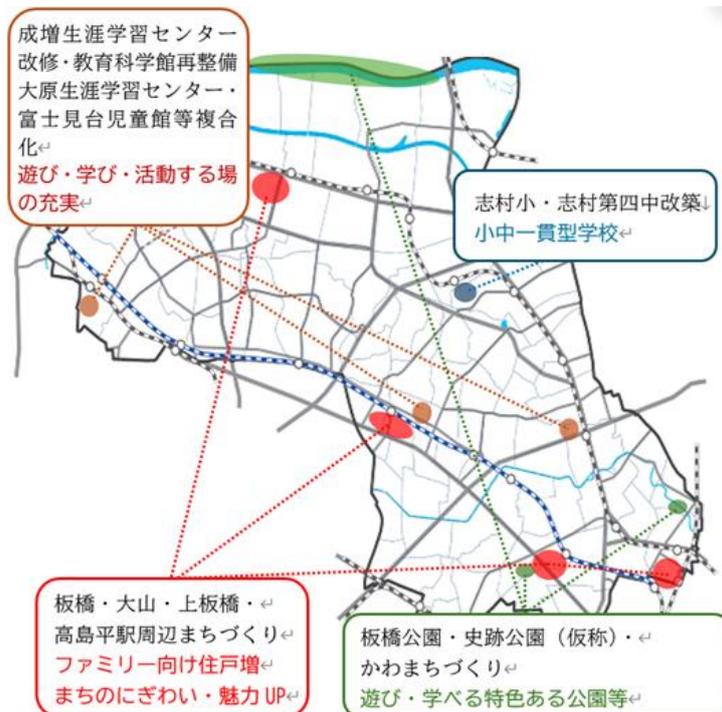
- 子ども・若者を対象とした施策等の計画策定等にあたり、アンケートやヒアリング、ワークショップなど様々な手法を用いて、子ども・若者の声を聴き、区政への反映に努めます。
- 計画策定時に限らず、子ども・若者がいつでも区へ意見等を表明しやすい仕組みづくりに努めます。

5年間の目標	○子ども・若者の意見を聴いて策定する個別計画 100% ○子ども・若者が意見等を表明しやすい仕組みの構築
--------	---

③子どもや若者・子育て世代が誇りに思うまちづくりの推進

- 区への愛着形成を図るため、これからの都市づくりにおいては身近な生活圏の回遊性を高める概念を取り入れ、公共施設を核とした交流と活動の場づくりとして、公共施設や公共空間（民間敷地含む）を有効に活用しながら、安心・安全な子どもの居場所づくりに向け、組織横断的・公民連携による空間整備に取り組んでいきます。
- 板橋駅・大山駅・上板橋駅・高島平駅、それぞれの周辺で再開発事業などのまちづくりが進み、若い世代の流入を見込んだ大規模集合住宅や、にぎわいを創出する商業・公共施設の整備などを促進します。
- 旧板橋第四中学校の跡地などを活用し、乳幼児親子から若者まで、多世代と交流できる居場所や学び・文化・スポーツなどの活動ができる環境を整備します。
- 交通公園として親しまれる板橋公園の再整備や、国史跡に指定された陸軍板橋火薬製造所跡を活用した史跡公園（仮称）の整備、荒川の広大な河川空間と豊富なみどりを活かしたかわまちづくり、生涯学習センター（まなぼーと）・教育科学館の再整備、子どもたちの未来をはぐくむ学校づくりなどに取り組みます。
- 子育て世帯が安心して住み続けられる住まいづくりとして、既存住宅のリノベーションを推進するほか、子育て世帯向け住宅の供給を促していきます。
- 東京都では、住宅の価格や家賃が上昇する中、民間活力を活用し、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができるアフォーダブル住宅の供給を推進しています。

5年間の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○板橋駅・大山駅・上板橋駅周辺まちづくり等に伴う子育て世代の増加 ○旧板橋第四中学校跡地活用の推進 ○特色ある公園や社会教育施設・学校の整備 ○子育て世帯のリフォーム実施率の増
--------	---



4 子ども政策Ⅱ「ライフステージ別基本施策」

子どもの誕生前から青年期の若者まで、心身の発達過程にあるライフステージ別に必要な経済支援、相談支援、健康支援など基本的な施策を推進します。

(1) 子どもの誕生前から幼児期（幼保小接続含む）

	産前・出産	0～2歳	3歳～小学1年
経済支援	<ul style="list-style-type: none"> ①すくすくカード ②妊婦のための支援給付 ③育児パッケージ ④東京都特定不妊治療費（先進医療）助成【都】 ⑤妊娠高血圧症候群等医療費助成 ⑥無痛分娩費用助成【都】 ⑦出産育児一時金 ⑩児童手当 ⑪018 サポート【都】 ⑫子ども医療費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧赤ちゃんファーストギフト【都】 ⑨バースデーサポート ⑬保育料無償化 	<ul style="list-style-type: none"> ⑭学校給食費無償化 ⑮就学援助
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもなんでも相談（24時間365日） ②妊婦・出産ナビゲーション事業（妊婦面接） ③伴走型妊婦訪問事業（妊娠8か月頃アンケート） ④ウェルカムベビー講座 ⑤産後ケア（宿泊型、通所型、訪問型） ⑥地区担当保健師による母子保健個別相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦新生児等訪問指導（乳児家庭全戸訪問） ⑧いたばし子育てNAV I ⑨区立保育園子育て相談 ⑩児童館子育て相談 ⑪森のサロン子育て相談 ⑫健康福祉センター 育児相談 ⑬子育て出張相談 	<ul style="list-style-type: none"> ⑭教育相談（心理・言語相談、特別支援教育相談）
健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦健康診査 ②妊婦歯科健康診査 ⑥定期予防接種 	<ul style="list-style-type: none"> ③乳幼児健康診査 ④乳幼児歯科健康診査 ⑤新生児聴覚検査 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦就学時健康診断
在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ①赤ちゃんの駅 ②育児支援ヘルパー派遣事業 ③産前産後支援事業（産後ドゥーラ） 	<ul style="list-style-type: none"> ④ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） ⑤一時保育 ⑥子育て短期支援（ショート・トワイライトステイ） ⑦ファミリー・サポート・センター ⑧児童館・森のサロン 	
保育・教育		<ul style="list-style-type: none"> ①保育施設 ②乳児等通園支援事業 多様な他者との関わりの機会創出事業 ③病児・病後児保育 	<ul style="list-style-type: none"> ④あいキッズ ⑤幼稚園 ⑥小学校との連携促進
文化芸術		<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児親子向け文化芸術事業 	

○国の「はじめの100か月の育ちビジョン」令和5年（2023）において、はじめの100か月は、人生を幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすため、特に大切な時期とされています。しかし、すべての子どもがひとしく、健やかに育つことができるのかについては、課題があります。生まれるとき、園などに入るとき、小学校に入るときや、家庭、園、子どもについての関係機関、地域などの間に「切れ目」が多いため、社会全体で幼児期までの子どもの育ちの支えが必要です。

○はじめの100か月の考え方をふまえて、子どもの誕生前から幼児期について、幼保小接続を含んだライフステージ別基本施策とします。

※「はじめの100か月の育ちビジョン」

こどもの小学1年生までの重要な時期に、一人一人が健やかに育つことができるよう、みなさんに大切にしてほしい考え方。

（子ども家庭庁「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（やさしい版）より抜粋）



【経済支援】

○国や東京都の施策を活用しながら、すくすくカード事業の充実や学校給食費の無償化など区独自の施策展開によって負担軽減を図ります。

(主要事業)

※下表に記載のない事業は 46 ページ参照

No.	事業名	概要
①	すくすくカード	妊娠中から出産後の乳幼児を抱える保護者の育児不安・負担を軽減するため、外出機会の確保やリフレッシュ機会の促進など、子育てしやすい環境づくりの推進に資することを目的として、子育て世代を応援する利用券(すくすくカード)を配付しています。区が指定する子育て支援サービスの中から好きなサービスを選び、使用することができます。
②	妊婦のための支援給付	妊婦に対して、以下のとおり給付金を支給する取組です。 ・妊婦支援給付認定後：5万円 ・妊娠している胎児の数の届出後：胎児一人につき5万円
③	育児パッケージ	妊婦面接を受けた方に板橋区育児パッケージ(1万円分の電子ギフト)を支給します。
④	東京都特定不妊治療費(先進医療)助成 【都事業】	不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成します。
⑤	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠によって入院医療を必要とする疾病及びその続発症を対象として、費用を助成します(条件あり)。
⑥	無痛分娩費用助成 【都事業】	希望する方が安心して無痛分娩を選択できるよう、要件を満たした都民の方を対象に、無痛分娩に要した費用を助成します。
⑦	出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産した時、出産育児一時金として出生児一人あたり50万円を世帯主に支給します。
⑧	赤ちゃんファーストギフト 【都事業】	子育て家庭に対し、10万円相当の育児用品や子育て支援サービス等を選べるギフトカードを支給します。
⑨	バースデーサポート (家事・育児パッケージ)	アンケートや面談を実施した1歳を迎える子どもを育てる家庭に対して、以下の金額相当のギフトを支給します。 【支援内容】家事・育児パッケージ：第1子6万円分、第2子7万円分、第3子以降8万円分
⑩	児童手当	出生から18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方に以下の金額を支給します。 ・3歳未満：月額15,000円(第3子以降:30,000円) ・3歳以上～高等学校第3学年修了年代まで：月額10,000円(第3子以降:30,000円)
⑪	018サポート 【都事業】	都内在住の0歳から18歳までの子どもを対象に月額5,000円(年間最大60,000円)を支給します。
⑫	子ども医療費助成	健康保険診療の範囲内で、自己負担分の医療費を助成します。
⑬	保育料無償化	令和7(2025)年9月1日から幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する世帯の負担軽減を拡大し、全世帯の子どもの保育料を無償化しています。認証保育所の場合は最大で、国の無償化(月額)42,000円とあわせて月額上限80,000円まで補助対象となります。
⑭	学校給食費無償化	板橋区では、昨今の急激な物価高騰の中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を強化することを目的に、令和5(2023)年9月から学校給食費の無償化を実施しています。
⑮	就学援助	世帯の所得状況によって、学用品費、修学旅行費、移動教室費など学校生活に必要な費用の一部を援助します。

【相談支援】

○子どもなんでも相談を 24 時間 365 日実施するほか、地域の身近な場所で気軽に相談できる環境の充実をさらに進めます。

(主要事業)

No.	事業名	概要
①	子どもなんでも相談 (24時間365日)	子ども自身の相談、保護者の方からの子育ての相談等について24時間365日電話相談を受け付けます。
②	妊婦・出産ナビゲーション 事業(妊婦面接)	保健師等の専門職が、妊娠期の健康相談、子育てに関する相談、各制度やサービス等を案内します。
③	伴走型妊婦訪問事業 (妊娠8か月頃アンケート)	出産・子育て応援事業の「伴走型相談支援」の一環として、妊娠8か月頃を目安に対象の方へアンケートを送付します。ご希望の方には、保健師との面談や助産師の訪問(伴走型妊婦訪問事業)を行います。
④	ウェルカムベビー講座	妊婦とそのパートナー、家族の方を対象に、妊娠、出産、赤ちゃんの世話などについて学べる講座です。対面コースとオンラインコースがあります。父親を対象とした講座も行います。
⑤	産後ケア (宿泊型、通所型、訪問型)	産後のお母さんと赤ちゃんが助産師による授乳相談や育児支援を受け、安心して子育てできるようサポートします。
⑥	地区担当保健師による 母子保健個別相談支援	健康福祉センターでは、妊産婦や乳幼児等で継続した支援の必要な方に対して、地区担当保健師による家庭訪問、面接相談、電話相談等を行っています。
⑦	新生児等訪問指導 (乳児家庭全戸訪問)	赤ちゃんが生まれた全ての家庭に助産師または健康福祉センターの保健師が訪問します。赤ちゃんの体重計測、発育や育児、ママやパパの体調などの相談と併せて、健康診査や予防接種、子育て情報などについて案内します。
⑧	いたばし子育てNAVI	区役所に保育専門相談員を配置し、施設の利用支援を中心に子育てにかかわる相談を受け付けます。
⑨	区立保育園子育て相談	家庭における育児の悩みについて、電話による相談を区立保育園全園で平日に受け付けます。その他、園庭開放や、赤ちゃんの駅としてオムツ交換や授乳が必要な方に場所の提供、保育園の絵本や子育て情報本の貸し出しを行います。
⑩	児童館子育て相談	子育て応援児童館CAP'Sでは、児童とその保護者などを対象に、子育てに関することや日常生活・遊びに関する相談を受け付けます。
⑪	森のサロン子育て相談	東京家政大学ヒューマンライフ支援センターが板橋区地域子育て支援拠点事業の委託を受け、運営する子育てひろばです。0歳～3歳児の子どもを持つ家庭を対象とし、地域で子育てしている方は誰でも参加できます。さまざまな人が「であい」「ふれあい」「学びあい」「そだてあい」"ほっ"と一息つける場所となっています。
⑫	健康福祉センター 育児相談	健康福祉センターでは、授乳、発育、離乳食、歯みがきなどの育児や子育ての相談を受け付けます。来所型の「育児相談」と「いたばし子育て応援アプリ」を使ったオンラインの育児相談があります。電話による育児相談も行っています。
⑬	子育て出張相談	イオン店舗で赤ちゃんの駅内「板橋区子育て情報すくすく」で、職員による子育て出張相談を行います。
⑭	教育相談 ・心理・言語相談 ・特別支援教育相談	教育支援センターでは、子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、専門職の教育相談員が相談を受け付けます。また、小学校で特別支援学級等への進学を希望される方に就学相談を行います。

【健康支援】

○妊娠から子どもの就学まで、各種健診・予防接種等の周知と受診勧奨に努め、母子の健康を守ります。

(主要事業)

No.	事業名	概要
①	妊産婦健康診査	妊娠中の定期的な健康診査及び産婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。
②	妊婦歯科健康診査	妊娠中に1回のみ、無料で歯科健診を受けることができます。
③	乳幼児健康診査	1か月、4か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳児、4歳・5歳児と年齢に応じた健康診査を実施します。
④	乳幼児歯科健康診査	むし歯予防のため就学前までの乳幼児に対し、歯科健診及び歯科相談を実施します。
⑤	新生児聴覚検査	生後50日に達する日まで、新生児の聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。
⑥	定期予防接種	BCGやMRなどのワクチンの定期予防接種を実施します。また、令和8(2026)年4月1日より、RSウイルス母子免疫ワクチンの定期予防接種を実施しています。
⑦	就学時健康診断	入学予定の児童を対象に、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科の診察と発達度についての検査を実施します。

【在宅支援】

○産前産後・幼児期において、外出や家事・育児の援助・相談支援、一時的な子どもの預かりなどによって、突発的な出来事への対応や身体的・精神的な負担軽減(レスパイト)を図ります。

(主要事業)

No.	事業名	概要
①	赤ちゃんの駅	「赤ちゃんの駅」に指定されている区立施設や民間施設などでは、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができます。
②	育児支援ヘルパー派遣事業	妊娠中の保護者がいる世帯及び3歳誕生日前日までの子どもがいる世帯を対象に「育児支援ヘルパー」が自宅を訪問し、家事・育児などの支援を行います。
③	産前産後支援事業(産後ドゥーラ)	妊娠中の方から産後6か月未満の方を対象に、専門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」が自宅を訪問し、保護者に寄り添いながら心身のケアや家事・育児のサポートをします。
④	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	日常生活上の突発的な事情などのために、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。(病児・病後児利用も可)
⑤	一時保育	保護者が育児疲れなどにより一時的に育児を離れ、リフレッシュしたいときや入院、冠婚葬祭、家族の介護などの理由で子どもを保育できないときに、保育園で一時的に預かります。
⑥	子育て短期支援事業(ショート・トワイライトステイ)	保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護などの理由で子どもを保育できないときに、宿泊を含め、施設や協力家庭で一時的に預かります。
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	地域活動への参加などで子どもの保育ができないとき、保護者に代わり短時間の保育サービスや学校・保育園等の送迎を行う区民の主体的な子育て援助活動(育児の援助を行いたい区民と育児の援助を受けたい区民からなる会員制組織)です。
⑧	児童館・森のサロン	乳幼児親子が遊んだり、相談したりできる子育てひろばを提供します。

【保育・教育】

○法定の「子ども・子育て支援事業計画」（板橋区では令和7（2025）年3月に「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」を策定し、令和11（2029）年度までを計画期間とする）に基づき、安定的かつ十分な幼児教育・保育の提供に努めます。

（主要事業）

No.	事業名	概要
①	保育施設	保護者が就労や病気のため、日中家庭で保育できない子どもの保育を行います。
②	乳児等通園支援事業 多様な他者との関わりの 機会創出事業	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠内で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる事業です。 保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」）を利用していない未就園児を保育所等において、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を支援します。
③	病児・病後児保育	病気により安静が必要な子どもを一時的に区の委託する「病児・病後児保育室」と「病後児保育室」で預かります。 小学生への病児保育にかかるニーズについて、区内施設の現状に鑑みると実施は困難な状況にありますが、施設型の病児・病後児保育については、シッター利用料助成事業の利用状況や他自治体の動向等も踏まえ、検討を継続します。
④	あいキッズ	学校内で、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を校内交流型として運営する放課後対策事業「あいキッズ」を、区内全51区立小学校で実施します。また、あいキッズの部屋等を活用し、早朝に登校する小学生や、日中の不登校児等の居場所を提供します。
⑤	幼稚園	小学校就学前の子どもを預かり、幼児教育を行います。また、延長して預かり保育を行います。幼稚園、認定こども園の満3歳児から5歳児までの子どもは無償化しています。
⑥	小学校との連携促進	区立幼稚園、区立保育園では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見据えて、遊びや体験を通して資質・能力をはぐくむためのアプローチカリキュラムを作成し、実践しています。区立幼稚園における実践内容を、区内の幼稚園や保育園、認定こども園に周知することで、各幼児教育施設における保幼小接続の取組の普及・啓発を図ります。 各幼児教育・保育施設と小学校間の交流や5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラム作成などへの支援を通じて、幼児教育・保育施設と小学校間の交流活動の充実を図ります。

【文化芸術】

○乳幼児親子が楽しみながら、文化芸術に触れ、又は活動できる機会の確保に努めます。

（主要事業）

No.	事業名	概要
①	乳幼児親子向け文化 芸術事業	板橋区文化・国際交流財団において、赤ちゃん親子で楽しめる公演の実施や、文化会館のロビーの一般開放を行い、誰もが利用しやすい賑わいのある施設づくりを進めます。また、板橋区立美術館において、親子で楽しく造形遊びをすることもアトリエの開催や児童館において、板橋区文化・国際交流財団のアーティストバンクを活用するなど、乳幼児親子が文化芸術に親しむイベントを実施します。

(2) 小学生から中学生

	小学生	中学生
学校教育・社会教育	①あいキッズ ②子どもの学習・生活支援事業 「まなびのひろば けやきば」 ③青少年健全育成事業 ④文化芸術事業	⑤i-youth ⑥部活動の地域移行・地域展開の推進 ⑦学び i プレイス
相談支援	⑧教育相談 (学校相談、心理相談、 特別支援教育相談) ⑨子どもなんでも相談 (24 時間 365 日)	
経済支援	⑩学校給食費の無償化 ⑪就学援助 ⑫児童手当 ⑬018 サポート【都】 ⑭子ども医療費助成	
健康支援	⑮定期予防接種	
保育	⑯小学校3年生までの病児・病後児への シッター利用料助成事業	

○板橋区教育委員会では、令和8（2026）年度から10年間を計画期間として、

「MIRAI SCHOOL いたばし -教育ビジョン2035-」及びそのアクションプランである「MIRAI SCHOOL いたばし -アクションプラン2028-」を推進します。区長部局の事業も含めた様々な事業や主体との連携・協働を推進し、「いたばし全体を学びのキャンパス」へと広げることをめざします。

○また、「MIRAI SCHOOL いたばし -教育ビジョン2035-」での多様な学びに関する考え方を受け、子どもの特性や背景によらず、多様な一人ひとりの状況に対応した学びをめざし、「MIRAI SCHOOL いたばし -アクションプラン2028-」に基づく、多様な学びに関連する取組の推進、充実を図るため、「MIRAI SCHOOL いたばし -多様な学び推進2028-」を策定しています。

※「MIRAI SCHOOL いたばし」とは

すべての教育施策を通じて、区民一人ひとりが学び教え合う中で「5つのチカラ(=MIRAI)」をはぐくみ、「いたばし全体を学びのキャンパス(=SCHOOL)」へと広げていきます

Motivation / 自分らしく進むチカラ

Inclusion / 認め合って生きるチカラ

Relation / つながり助け合うチカラ

Activation / 自ら行動を起こすチカラ

Innovation / ゼロから切り拓くチカラ

(主要事業)

No.	事業名	概要
①	あいキッズ	学校内で、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を校内交流型として運営する放課後対策事業「あいキッズ」を、区内全51区立小学校で実施します。また、あいキッズの部屋等を活用し、早朝に登校する小学生や、日中の不登校児等の居場所を提供します。
②	子どもの学習・生活支援事業 「まなびのひろば けやきば」	ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の子どもとその保護者に対して、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、学校・家庭以外の居場所づくりを行う居場所支援などの様々な支援を行います。
③	青少年健全育成事業	青少年健全育成地区委員会や青少年委員会をはじめ、多くの関係団体とともに、地域行事やボランティア活動などを通して、青少年の健全育成活動に取り組みます。
④	文化芸術事業	板橋区文化・国際交流財団では、区内小・中学校を対象に、音楽家や落語家など、様々な芸術家を派遣し、鑑賞機会を提供します。学校からの要望に応え、様々な芸術ジャンルの提案を実施します。アーティストバンク登録者を中心に派遣し、区内アーティストとの出会いの場とします。また、文化会館等の事業告知も強化し、子どもたちの興味関心につなげます。
⑤	i-youth	i-youthは、卓球やダンスの練習ができるスタジオや、静かに自主学習ができる部屋などを備えた若者の居場所です。成増と大原の2か所で実施しています。
⑥	部活動の地域移行・ 地域展開の推進	中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会確保のため、行政による地域クラブ「いたばし地域クラブ」を実施しています。また、受け皿となる団体等の認定・登録制度の検討をしていきます。
⑦	学びiプレイス	教育支援センターなど区の施設で、中学生・高校生を対象に勉強を実施しています。大学生などのボランティアの方々が勉強の仕方などの相談にも応じます。
⑧	教育相談 ・学校相談 ・心理相談 ・特別支援教育相談	教育支援センターでは、学校でのいじめ、不登校などへの対応や、子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、学校相談アドバイザーや専門職の教育相談員が相談を受け付けます。また、特別支援学級等への転学・進学を希望される方に就学相談を行います。
⑨	子どもなんでも相談 (24時間365日)	子ども自身の相談、保護者の方からの子育ての相談等について24時間365日電話相談を受け付けます。
⑩	学校給食費の無償化	昨今の急激な物価高騰の中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を強化することを目的に、令和5(2023)年9月から学校給食費の無償化を実施しています。
⑪	就学援助	世帯の所得状況によって、学用品費、修学旅行費、移動教室費など学校生活に必要な費用の一部を援助します。
⑫	児童手当	出生から18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方に以下の金額を支給します。 ・3歳未満：月額15,000円(第3子以降:30,000円) ・3歳以上～高等学校第3学年修了年代まで：月額10,000円(第3子以降:30,000円)
⑬	018サポート 【都事業】	都内在住の0歳から18歳までの子どもを対象に月額5,000円(年間最大60,000円)を支給します。
⑭	子ども医療費助成	健康保険診療の範囲内で、自己負担分の医療費を助成します。
⑮	定期予防接種	対象年齢の子どもに、日本脳炎ワクチンなどの定期予防接種を実施します。
⑯	小学校3年生までの病児・ 病後児へのシッター利用 料助成事業	小学校3年生までの病児・病後児のために一時的にシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。

(3) 高校生から若者

No.	高校生	若者
経済支援	①高校授業料無償化【国・都】 ④児童手当（※） ⑤018 サポート【都】（※） ⑥子ども医療費助成（※）	②高等教育の就学支援新制度【国】 ③東京都立大学の新たな授業料減免制度【都】
相談支援	⑦子どもなんでも相談(24時間 365日) ⑧教育相談(心理相談) ⑨東京都教育相談センター【都】	⑩東京都若者総合相談センター 「若ナビα」【都】 ⑪東京都若者をサポートする ポータルサイト「若ぼた+」【都】
社会教育	⑫i-youth ⑬学び i プレイス ⑭青少年健全育成事業	
就労支援	⑮いたばし若者サポート ステーション	
健康支援	⑯定期予防接種	

※18歳に達する以後、最初の3月31日まで

○高校生・若者になると、国や東京都の所管する事業が多くなりますが、適切な役割分担のもと、必要な情報発信に協力しながら、社会教育や就労支援において、i-youth や若者サポートステーション事業の充実を図ります。

(主要事業)

No.	事業名	概要
①	高校授業料無償化 【国・都事業】	都立高校等の授業料については、令和6(2024)年度は国に先行して実質無償化し、令和7(2025)年度は国の制度により無償化しています。
②	高等教育の就学支援新制度 【国事業】	令和2(2020)年4月から開始された制度授業料及び入学金の免除・減額となる制度です。
③	東京都立大学の新たな 授業料減免制度【都事業】	東京都立大学において学生の生計維持者が都内在住の場合、所得制限なしで授業料を全額免除します。
④	児童手当	出生から18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方に以下の金額を支給します。 ・3歳未満：月額15,000円(第3子以降:30,000円) ・3歳以上～高等学校第3学年修了年代まで：月額10,000円(第3子以降:30,000円)
⑤	018サポート 【都事業】	都内在住の0歳から18歳までの子どもを対象に月額5,000円(年間最大60,000円)を支給します。
⑥	子ども医療費助成	健康保険診療の範囲内で、自己負担分の医療費を助成します。
⑦	子どもなんでも相談 (24時間365日)	子ども自身の相談、保護者の方からの子育ての相談等について24時間365日電話相談を受け付けます。
⑧	教育相談(心理相談)	教育支援センターでは、子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、専門職の教育相談員が相談を受け付けます。
⑨	東京都教育相談センター 【都事業】	都立高校の入学、進級、進路に関する相談に対応し、助言及び情報提供等を行います。
⑩	東京都若者総合相談センター「若ナビα」【都事業】	若者やその家族のための無料相談窓口です。どんな悩みでも受け付けます。
⑪	東京都若者をサポートする ポータルサイト「若ぼた+」 【都事業】	都内のサポート・居場所を検索できるポータルサイトです。
⑫	i-youth	i-youthは、卓球やダンスの練習ができるスタジオや、静かに自主学習ができる部屋などを備えた若者の居場所です。成増と大原の2か所で実施しています。
⑬	学びiプレイス	中学生・高校生を対象に勉強会を実施します。大学生などのボランティアが勉強の仕方などの相談にも応じます。
⑭	青少年健全育成事業	青少年健全育成地区委員会や青少年委員会をはじめ、多くの関係団体とともに、地域行事やボランティア活動などを通して、青少年の健全育成活動に取り組みます。
⑮	いたばし若者サポート ステーション	就労に向けた意欲は持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から49歳までの方を対象に、様々な支援を通して働きたい気持ちに寄り添い、就労に向けてサポートします。
⑯	定期予防接種	小学6年生から高校1年生までの女性を対象に、ヒトパピローマウイルス(HPV)のワクチンの定期予防接種を実施します。

5 子ども政策Ⅲ「誰一人取り残さない支援施策」

計画期間の終期である2030年は、SDGsの目標年次でもあります。板橋区は、令和4(2022)年5月に、「絵本がつなぐ『ものづくり』と『文化』のまち～子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市～」をテーマとして、国からSDGs未来都市に選定されました。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、児童虐待の防止や社会的養育の予防と早期発見に取り組みつつ、特別な配慮や支援を必要とする子どもや家庭に対し、切れ目なく、包括的に施策を展開することによって、ライフステージに応じた子ども政策を下支えしていきます。

(1) 児童虐待防止・社会的養育の推進

- 国全体で少子化が進む一方で、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和2(2020)年度に20万件を超え、増加の一途を辿っています。板橋区は令和4(2022)年7月に児童相談所設置市となり、まだ一年を通した実績は多くありませんが、子ども家庭総合支援センターにおける児童虐待相談受付件数は、令和5(2023)年度3,909件、令和6(2024)年度3,721件で推移しており、代替養育を必要とする子どもは令和5(2023)年度実績で179人のところ、5年間で220人になると推計しています。
- このような状況にあって、国は令和6(2024)年度末までに、各都道府県において社会的養育に関する新たな計画を策定することを求める通知を発出したことを踏まえ、児童相談所設置市である板橋区としては、東京都の策定する計画と整合を図りながら、令和7(2025)年3月に、子ども・子育て支援事業計画における地域子育て支援事業との連携による予防と早期発見に重点を置き、板橋区児童福祉審議会からの答申を受けて「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」を策定し、令和11(2029)年度までを計画期間として推進しているところです。
- 引き続き、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」を着実に推進し、令和11(2029)年度に次期プランへ改定する中で、令和12(2030)年度以降の施策の方向性を定めていきます。

(代替養育を必要とする子どもの数の推計)

	令和5(2023)年度 実績	令和11(2029)年度 推計
代替養育を必要とする子どもの数	179人	220人
うち、里親等委託児童数 (里親等委託率)	22人 (12.3%)	85人 (38.6%)

基本理念・基本目標

【基本理念】国の家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、SDGs未来都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方

- ◎板橋の宝である子どもの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な養育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念のもと、子どもの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもをはぐくみます。
- ◎子ども家庭総合支援センターや子育て施設・地域などのネットワークによる妊娠期からの切れ目のない子育て支援によって、家庭維持（家庭生活の継続・家庭における養育の継続）に向けた予防と早期発見、安心・安全の確保に最大限取り組みます。
- ◎代替養育が必要な場合でも、里親や児童養護施設などにおいて、家庭と同様の養育環境の確保と提供に努め、子どもの健やかな成長と「未来のおとな」に向けた自立を全力で支援します。

◎基本目標

- 「子どもの意見表明を支援し、権利を守るとともに、声を最大限尊重します」
- 「予防と早期発見による家庭維持と一時保護等による安心・安全を実現します」
- 「代替養育において家庭と同様の養育環境を整えるとともに、社会的自立を支援します」

施策	主な取組
子どもの権利擁護の取組の充実	○子どもや関係職員に向けた権利擁護に関する説明等の実施 ○意見表明等支援事業の推進、子どもへの意見聴取等措置 など
すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な支援体制の強化	○相談体制の整備（こども家庭センター機能の開始など） ○地域子ども・子育て支援事業の整備（養育支援訪問事業など） ○支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 など
一時保護児童への支援体制の強化	○一時保護施設の適切な運営 ○適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進
代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	○家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント ○親子関係再構築に向けた取組 など
里親・ファミリーホームへの委託の推進	○里親制度の普及、登録家庭数の拡大 ○里親等委託の推進に向けた取組、里親に対する支援
児童養護施設等の機能強化	○高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の推進 ○ケアニーズが高い子どもに対する専門的なケアの充実 など
社会的養護自立支援の推進	○社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備 ○児童自立生活援助事業の実施の検討 など
児童相談所における人材確保・育成に向けた取組	○子ども家庭総合支援センターの強化に向けた取組 ○子ども家庭総合支援センターにおける人材確保・育成に向けた取組

(2) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実

①子どもの貧困の解消に向けた対策

- 区では、現在の応援宣言において、当初、「子どもの生き抜く力の養成」「子どもが育つ家庭への支援」「子どもたちの育ちを支援する地域社会の構築」「支援につなげる仕組みづくり」という4つの基本施策からなる「いたばし子ども夢つむぐプロジェクト」を展開し、その後、実施計画2025に引き継いで子どもの貧困対策を実施してきました。
- 令和6（2024）年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が変更されました。改正法の基本理念には、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。
- 上位計画である地域保健福祉計画においては、「子ども・若者への支援」施策として、「子どもたちが地域住民をはじめ多様な人々と関わり、人とのつながりをはぐくむことができるよう、『子ども食堂』と『地域』との連携を強化し、安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。また、単に食事提供や地域交流にとどまらず、見守りの拠点として機能するよう支援します」「子ども・若者とその保護者に対し、学習支援や安心できる居場所の提供、保護者からの相談対応、若者向けの就労相談や就労スキル習得支援など、自立に向け、個々の状況に応じた多角的な支援の提供を行います」「すべての子ども・若者が家庭環境に左右されることなく、それぞれの可能性を最大限に伸ばせる社会の実現をめざします。生活に困難を抱える家庭の子どもたちに対して、学習意欲を支える包括的な支援体制を構築し、貧困の連鎖を断ち切るための環境整備に取り組みます」としています。
- これらを踏まえ、今後も子育てにかかる経済的負担の軽減を図りつつ、子ども食堂や街かどフードパントリーの拡充、学習支援、ケアリーバー支援の充実などに取り組み、現在の貧困を解消するとともに、次世代への連鎖を断ち切ります。

(主要事業)

No.	事業名	概要・目標
①	子どもの食・居場所支援事業	地域における子どもの食と居場所支援の拠点、多世代交流の機会の充実のため、その開設・運営を支援するとともに、活動を行う個人や団体に対し、支援者や活動者とのマッチング、情報提供、連絡会議、交流学习会の開催等を、多角的に支援します。
②	街かどフードパントリー運営	ひとり親家庭などの生活がお困りの方に対し食品支援・相談支援を行います。
③	子どもの学習・生活支援事業 「まなびのひろば けやきば」	ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の子どもとその保護者に対して、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、学校・家庭以外の居場所づくりを行う居場所支援などの様々な支援を行っています。
④	ケアリーバー支援	児童養護施設や里親家庭等で育った社会的養護経験者(ケアリーバー)に対し、住まいにかかる費用や医療費等の助成と相談場所の提供等を通じ、経済的支援と相談支援の両輪で子どもたちの自立を支援します。

②ひとり親家庭への支援

- 区では、包括的な相談支援体制の構築・推進として令和5(2023)年7月、「いたばし暮らしのサポートセンター」板橋本部に、新たに「ひとり親家庭相談窓口」を設置し、専門的な相談が可能となりました。生活・家計・離婚前後の問題などで悩みを抱えるひとり親家庭の方、離婚を考えている保護者の方への専門的な相談を実施しています。
- ひとり親家庭や離婚を検討中の保護者を対象に、区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、その自立に必要な情報提供や助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。
- 個々の状況やニーズに合わせた母子・父子自立支援プログラムに基づき、就業・資格取得・学習・健康増進・子どもの健全育成といった多面的な側面から総合的・包括的な支援を行います。
- ひとり親家庭等を対象に、就職に有利な資格取得支援や高等学校卒業程度認定試験の合格支援などとして給付金を支給することで、経済的自立を促進します。
- 生活安定のために、ホームヘルパー派遣、ひとり親家庭休養ホームの利用案内、各種福祉資金の貸付など、日常生活をサポートするサービスを展開します。また、養育費に関する公正証書作成費用や調停・裁判、ADR手続きの経費、養育費立替保証契約に係る費用を補助し、養育費の取決め内容の債務名義化の促進を支援します。
- 母子生活支援施設は、様々な問題により子どもの養育が十分にできない悩みを抱える母子世帯が入所できる、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに安心・安全な環境で同居しながら支援を受けることができる施設です。母子の退所後の生活も見据え、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた自立を支援します。
- 令和6(2024)年4月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は、令和8(2026)年4月に施行され、国はその円滑な施行に必要となる環境整備に関し、関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、関係府省庁等連絡会議を設置して検討を進めてきました。区はその動向を注視し、適切に対応していきます。

(主要事業)

No.	事業名	概要・目標
①	母子・父子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定員が、ひとり親家庭のお母さん、お父さんの個々の状況・ニーズに沿ったプログラムを策定し、自立に向けてお手伝いします。
②	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭のお母さん、お父さんの能力開発の取組を支援するために、受講する講座に係る経費の一部を助成する給付金制度です。
③	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	小学校修了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、就労や一時的な病気等で育児・家事にお困りの時に、ホームヘルパーを派遣します。
④	母子生活支援施設	様々な問題を抱える母子世帯の方へ安心して子育てができる環境を提供し、将来の自立に向けたサポートを行う施設です。

③障がい児・医療的ケア児への支援

- 国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」によると、「専門的な支援の確保及び社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョンの推進が重要である。」としています。
- 区の保健・福祉分野においては、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間とし策定しました。障がい福祉を取り巻く環境は、医療的ケア児などの特性に応じて切れ目のない支援の必要性などを背景とし、多様化・複雑化しています。障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。
- 各ライフステージにおいて、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を図る（縦の連携）とともに、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等とも連携した地域支援体制を強化（横の連携）し、子どもの成長発達を保障していく適切な支援の提供が必要です。そのため、板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）などを活用し、支援体制の構築に取り組んでいきます。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け、検討・調整を行っていきます。
- 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、区市町村においては、医療・保健・福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。区においては、重症心身障がい・医療的ケア児等に対する支援に関し、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として、医師や当事者の親の会、特別支援学校の関係者及び区の関係部署により構成される「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」において、協議・検討を進めています。
- 医療的ケア児等及びその家族に寄り添った支援をするため、医療的ケア児相談窓口の新規開設（子ども発達支援センター）や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員の配置（加賀児童ホーム）などにより相談分野の強化・拡充を推進し、医療的ケアを必要とする子どもが個々の状況に応じた適切な切れ目のない支援を受けられる体制の構築を図ります。医療的ケア児等及びその家族が、必要な支援を受け、安心して暮らせるよう、医療的ケア児等コーディネーターが継続的に不安や悩みを聞き取りながら、医療・保健・福祉・保育・教育などの関係機関へつなぐ伴走型の支援を行います。

（主要事業）

No.	事業名	概要・目標
①	保育園、あいキッズ、小・中学校、幼稚園における医療的ケア児の受入れ	区立保育園で受入れ枠を設けているほか、私立保育園における受け入れを促し、区立の小・中学校、幼稚園及びあいキッズにおいても医療的ケア児を受け入れていきます。また、重症心身障がい・医療的ケア児等会議を活用するなど、関係部局とも連携を図り、課題解決に取り組んでいきます。
②	ほっとプログラムの実施	児童館において、発達が気になる子どもとその保護者に対して、親子遊びを通して子どもの発達を促し、公認心理師・臨床心理士などとの子育て相談などにより、育児不安や悩みの軽減を図り、親の子育てを支援するとともに、発達障がい児の早期発見、早期支援につなげます。
③	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関などと連携することにより、障がい児支援の体制強化を図ります。

④外国籍児童への支援

- 区内の外国籍の児童数（0～18歳未満）は年々増加しており、令和3（2021）年には2,534人だったのに対して、令和7（2025）年には3,383人まで増加しています。令和7（2025）年4月1日時点で児童数全体の5%の割合を占めています。（12ページ参照）
- 区においては令和8（2026）年度を始期とする「いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2030」において、「多文化共生意識が浸透し、こころがつながるまちづくり」「言葉の違いを超えて、ともに歩むひとづくり」「日本の生活文化に馴染み、笑顔で住み続ける環境づくり」の3つを個別目標として推進していきます。
- 外国籍の児童・生徒の増加傾向に伴う課題に対応するためには子どもの特性や背景に起因する多様な一人ひとりの教育的ニーズにこたえていく必要があります。日本の学校生活に適應するための支援を充実させるため、また、学校への支援も含めた、総合的な支援体制を関係機関と連携して構築することも視野に入れながら、引き続き最適なサポート体制づくりに取り組めます。

(主要事業)

No.	事業名	概要・目標
①	「やさしい日本語」の普及と活用促進	「やさしい日本語」が共通言語の一つとして認識されるよう一層の普及を図るとともに、コミュニケーションツールとして効果的に活用できるよう、取り組んでいきます。
②	日本語指導が必要な児童・生徒への対応	来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対し、日本語初期指導を行い、児童・生徒が早期に学校生活に適應できるように支援します。また、区内5校に設置している日本語学級において、学校生活や教科学習に必要な日本語指導を行います。
③	日本語教室への支援	日本語を話せない外国人が日常生活を送るうえで基本的な初級レベルの日本語を学習する文化・国際交流財団主催の日本語教室の実施や、区民主体で活動しているボランティア日本語教室を対象とした助成を行います。
④	通訳業務	日本語を話せない外国籍の児童・生徒及びその保護者に対し、区立小・中学校における授業中の通訳や保護者との連絡・面談時の通訳などを支援する「ことば支援員」を派遣します。また、板橋区文化・国際交流財団では、保育園や学校等からの依頼に基づき、外国籍児童又はその保護者との間で通訳が必要な場合に、国際交流員又は語学ボランティアを派遣します。

⑤自殺・薬物乱用防止

- 国内の自殺者数は、令和6（2024）年が20,320人となり、長い期間で見ると減少傾向にありますが、小・中高生の自殺者数は、令和6（2024）年が529人で過去最多となるなど、新たな課題が生じています。
- 区では自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて「いのちを支える地域づくり計画2030」を策定しています。
- 区における令和5（2023）年の0～19歳の自殺者数は6人（9歳以下0人）で、前年より3人増加しており、平成30（2018）年以降、0～19歳の自殺者数に占める15～19歳の割合が大きくなっています。令和6（2024）年度板橋区区民健康意識調査では、いずれの年代においても、本気で死にたい等と考えた経験がある人のうち、半数以上が家族等に「相談したことはない」と回答しています。周囲に相談することなくストレスを抱え込んでしまう恐れのある人が少なくないことから、孤独・孤立の視点を含む対策が重要です。
- また、子ども・若者の薬物乱用も重大な課題です。東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会と共に薬物乱用防止推進活動を行っており、区内の中学生に薬物乱用問題について関心を持ってもらうために、薬物乱用防止のためのポスター及び標語の募集を毎年行っています。
- 若年層の市販薬や処方薬の乱用も深刻な問題となっており、国の調査では、医薬品の「オーバードーズ（OD）」が原因と疑われて救急搬送される人は年々増加しています。特に10～20代が約半数を占め、これは抑うつ気分の悪化や希死念慮の出現を呈しやすいなど医学的な管理も求められます。背景には社会的孤立、虐待等家族関係でのトラブルが多いことを踏まえる必要があるため、薬局、医薬品販売業者に対し、適正な販売方法の指導を強化します。
- 今後も継続的な薬物乱用防止推進活動を通して、区民に、より健康で安全・安心なまちづくりに取り組みます。

（主要事業）

No.	事業名	概要・目標
①	教職員へのゲートキーパー研修	区立小・中学校の生活指導主任を対象としたゲートキーパー研修を実施し、教職員の聴く力と悩みを抱えた児童・生徒への対応力向上を図ります。
②	子どもに寄り添うこころの絵本「ぼくとモヤモヤ」の制作	子ども自身の不安や悩みといったストレスに対処できる力（援助希求）を高めると同時に、自己を尊重し大切にすることを目的としています。さらに、大人に対しては子どもの相談に誠実に対応することの重要性を伝えています。「絵本のまち板橋」のもと、子どもの心の健康に関する普及啓発に取り組みます。
③	子どもなんでも相談（24時間365日）	子ども自身の相談、保護者の方からの子育ての相談等について24時間365日電話相談を受け付けます。
④	教育相談（学校相談）	教育支援センターでは、児童生徒、保護者等から教育に関する相談（いじめや不登校等）を、学校相談アドバイザーが受け付けます。

⑥児童育成支援拠点事業

- 令和4（2022）年の児童福祉法改正によって、地域子ども・子育て支援事業として、「児童育成支援拠点事業」（子どもの居場所づくりの支援）が新設されました。
- 児童育成支援拠点事業とは、養育環境などの課題を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所となる拠点を開設し、子どもに生活の場を与えるとともに、子どもや保護者への相談などを行う事業です。
- 不登校だけでなく、貧困をはじめ、様々な家庭養育環境等に課題を抱える子どもの居場所については、他自治体における事例などを研究しつつ、担い手や場所・機能のほか、類似・関連事業との関係性などについて課題を整理していく必要があります。
- ニーズを適切に捉えながら、事業実施の可能性について検討し、計画期間中の実施をめざします。

⑦多様な学びの場の確保・連携

- 教室以外の多様な学びの選択肢を確保するため、学校や地域、民間団体等の関係機関との連携の充実を図ります。各学校が、不登校対応ガイドラインを基に、不登校児童・生徒への支援の充実及び、専門機関を交えた登校支援会議の充実を図っていきます。また、すべての不登校児童・生徒が一人ひとりの状況に応じた必要な支援を受けられるように、全区立小・中学校で教室以外の居場所を設置し、充実を図ります。
- 不登校児童・生徒の居場所として、板橋フレンドセンターを運営し、スタッフとの交流や体験活動を通じて、適応力や判断力をはぐくみ、社会的自立を支援します。区内大学と連携し、大学内にも不登校児童・生徒の居場所を整備します。

⑧ヤングケアラーへの支援

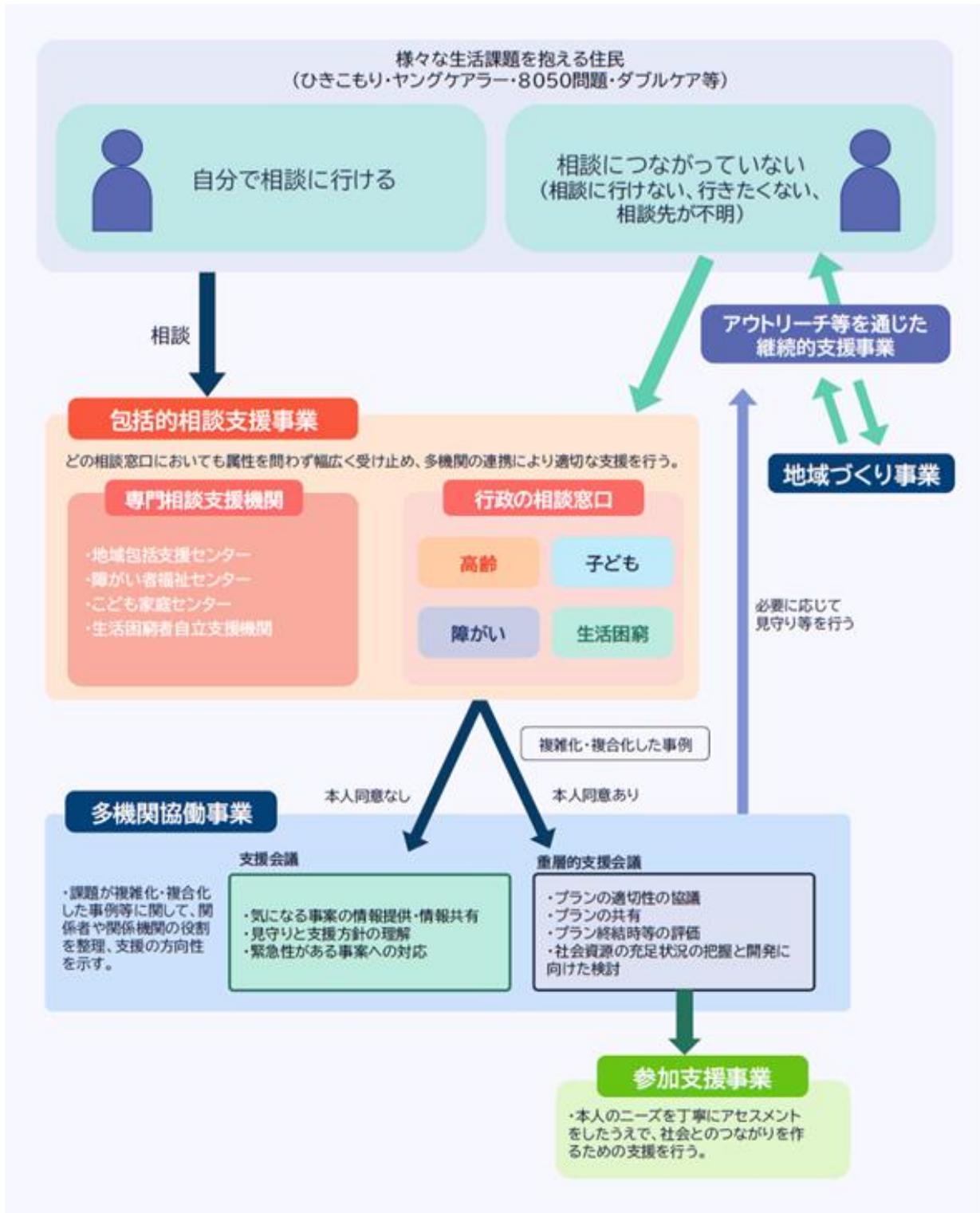
- 区では、令和5（2023）年に「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえ、関係機関への研修の実施による普及啓発を図るとともに、令和6（2024）年度からは、ヤングケアラーアドバイザーを設置し、関係機関のサポートや関係機関同士の円滑な連携に努めています。
- また、小・中学生、高校生への普及啓発を図るため、「絵本のまち“板橋”」らしく、板橋区ゆかりの絵本作家による動画を作成し、チラシの配布とともに周知に取り組んでいます。
- 令和6（2024）年に、子ども・若者育成支援法の改正によって、ヤングケアラーの定義が「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされたことを踏まえ、今後は定期的な実態把握と個別支援へつなげていく取組の充実を図り、子どもの権利擁護と虐待防止につなげていきます。

(3) 包括的支援体制の構築・強化

- 区では、「地域共生社会」の実現に向けて、板橋区地域保健福祉計画に基づき、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進しており、高齢や障がい、子ども、生活困窮など、各分野における相談機能の強化を図っています。また、地域生活課題に対応するため、ひきこもりやヤングケアラー対策の施策を展開するなど、包括的な相談支援体制の整備を進めてきました。
- しかしながら、こうした複雑・複合化した課題を抱える方や、なんらかの生きづらさや課題を抱えている方ほど自発的な相談に至りにくい傾向にあり、必要な支援が受けられず、社会的に孤立してしまうことが課題となっています。これらの課題の解決を図るためには、全庁的な連携やアウトリーチ、多機関との協働に向けた取組の推進が必要です。
- 多機関協働による包括的支援体制の構築として、専門相談支援機関や行政の各分野における相談窓口寄せられた相談については、包括的に受け止め、必要に応じて、適切な相談支援機関・関係機関につなぎます。
- 複雑・複合化した課題に対しては、分野横断的な対応を進めるため、関係機関により構成する「重層的支援会議」等を開催し、課題の共有や各支援機関の役割分担を確認するなど、チームアプローチによる支援を行っていきます。併せて、地域の多様な社会資源（NPO・ボランティア団体、地域活動組織等）との連携・協働体制を構築し、当事者主体の支援を行っていきます。
- 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の仕組みとして、健康福祉センターや子育て応援児童館CAP'S、子ども家庭総合支援センター、学校などが連携して取り組み、個々の必要性に応じ、子どもの成長と各家庭の子育てに寄り添って、切れ目のない支援を継続的に行います。子どもたちが心身ともに健やかに、かつ安心して成長できるよう、子ども家庭総合支援センターと関係部局及び外部専門機関との連携体制を強化し、複雑多様化する相談への確かつきめ細やかに対応することにより、早期発見、適切な支援・保護による虐待の予防・未然防止に努めていきます。
- 各機関の窓口寄せられた相談情報等を迅速に共有し、組織間の緊密な連携強化を図るため、共有についての仕組みづくりを検討していきます。



板橋区における重層的支援体制整備事業の支援フロー図



6 計画指標

計画の達成度を評価するため、板橋区基本構想で掲げる概ね10年後の目指す姿（子ども・若者分野）を踏まえ、計画期間の令和8（2026）～12（2030）年度を通じた成果指標を以下のとおり設定します。

政策別の指標

	項目	現状 令和7（2025）年度	目標 令和12（2030）年度
子ども政策Ⅰ 「少子化対策バージョンアップ戦略」	子どもや若者の遊びや学び、活動する場所が充実していると感じる子育て世帯の割合	—	↗
	児童館1館あたり乳幼児及びその保護者の年間延利用者数	17,441人（※1）	19,372人
	必要な情報を入手しやすい子育て世帯の満足度	45.7%	↗
子ども政策Ⅱ 「ライフステージ別基本施策」	子育てしやすいまちであると感じる子育て世帯の割合	76.8%	↗
	産後に受けた支援についての満足度	84.5%（※1）	90%
	保育所等の待機児童数	7人	0人
	あいキッズ利用者満足度調査結果「成長できた」「どちらかといえば成長できた」の割合	64.3%	70%
子ども政策Ⅲ 「誰一人取り残さない支援施策」	学校内外で専門機関などの相談・指導などを受けている不登校児童・生徒の割合	74.1%（※1）	90%
	子育て支援策の利用満足度	—	70%
	相談の終結率	75.7%（※1）	80%
	社会的養護のもとで育つ子どもの権利に係る満足度	50.7%（※1）	↗
計画全体	板橋区に住み続けたい／誇りを感じる区民（18～40歳代）の割合	84.2%/47.2%	↗／50%以上
	年少人口（0～14歳）	57,028人（※2）	60,375人（※3）

※1 令和6（2024）年度実績値

※2 令和7（2025）年10月1日時点（住民基本台帳）

※3 板橋区人口ビジョン（2025年～2050年）による設定